



下呂市内報道機関同時配布資料
岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年6月26日(木)岐阜県発表資料			
所 属	担 当 課	担 当 者	電 話 番 号
飛騨県事務所	環境課	保木口	TEL 0577-33-1111(内線220) FAX 0577-33-1085

下呂市門原地内における土壤汚染について

国土交通省中部地方整備局高山国道事務所（以下「高山国道事務所」）が、令和元年9月から10月に一般国道41号門原防災1号トンネル建設予定地の土壤を調査したところ、土壤汚染対策法に規定する土壤溶出量基準を超えるヒ素が検出されていたため、本日（6月26日）、高山国道事務所から飛騨県事務所に報告がありました。

1 報告内容

（1）調査地点

下呂市門原地内

（2）調査結果の概要

○調査時期：令和元年9月～10月

先行ボーリング調査（鉛直下方岩盤ボーリング・水平岩盤ボーリング）

項目	調査 検体数	基準超過 検体数	調査結果	土壤溶出量基準	最大基準 超過倍率
ヒ素	6	2	0.001 mg/L未満 ～0.068 mg/L	0.01 mg/L以下	6.8倍

※基準超過は鉛直下方岩盤ボーリング地点の地表から下方 62.0m～64.0m地点及び 65.0m～66.0m地点

※その他の項目についても調査を実施したところ、土壤溶出量基準超過はありません。

2 汚染の原因

自然由来による汚染の可能性が高いと考えられますが、現時点では不明です。

なお、周辺地域には、ヒ素を原料に使用する工場・事業場はありません。

3 今後の対応

（1）地下水調査について

「岐阜県地下水の適正管理及び汚染対策に関する要綱」（以下、「要綱」という。）に基づき、土壤溶出量基準超過地点から半径250mの範囲を調査したところ、井戸がないことを確認しているため、周辺地下水調査は実施しません。

（2）報告者に対する指示等について

要綱では、自主的に実施した土壤又は地下水調査から汚染が判明した場合、速やかに県事務所へ報告することとしており、今回の高山国道事務所による報告遅滞に対し、今後汚染が判明した場合には速やかに報告するよう厳重に注意しました。

【参考】

1 物質の説明

【ヒ素】

「ヒ素」は金属と非金属の両方の性質を持つ半金属元素であり、合金の添加材（硬さを高めるため）、半導体の原料、ガラスの消泡剤や脱色剤、花火の着火剤、塗料用の顔料、木材の防腐剤等に使用されています。また、ヒ素は地殻の表層部には重量比で0.0005%存在し、水中や土壤中、岩石、大気中に広く存在しています。ヒ素に汚染された井戸水の飲用による慢性の中毒症状としては、皮膚の角質化や色素沈着等が報告されています。

「参考：化学物質ファクトシート-2012年版-（環境省発行）」

2 用語の説明

【土壤溶出量基準】

土壤に含まれる有害物質を、地下水等を経由して摂取することによるリスクを想定して設定した基準。